

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 160

2018年8月号

2018年7月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「算数で行う経営」
- 03 OAGコンサルティングから5名がチャリティーリレーランに出場しました
OAGランニングクラブが横田駅伝5kmの部を全員完走!
- 04 消費税、源泉所得税、社会保険料の追徴を防ぐために!
税務調査で指摘される「請負・雇用」の取扱いの留意ポイント
OAG税理士法人 埼玉 顧問税理士 金子 正
- 06 「外食ビジネスウィーク2018」に出展し、セミナーも開催します
女性のための相続セミナーを開催しました
- 07 私のoff time
- 08 今後のセミナー開催予定

30th
CHALLENGE



「算数で行う経営」

OAGグループ代表
太田 孝昭

皆さんの周りにも凄い経営者だと思える人がいると思うのですが、私は2人の凄い人の話をしようと思います。

1人は東横インの創業者・西田憲正さんです。「俺は売上げを上げろとか、対前年を超えろとかは言わないだよ。一つこだわっているのは、クラブカード(会員)の新規入会者の獲得だけは、繰り返し繰り返し、うるさく言っているんだ」「だって売上げだとか、対前年を言っても、天気がどうのとか、外国人がこうのとか、言い訳が一杯出るんだよ」「新規入会者を取れ、は簡単で分かり易いよね」「言い訳できないしさ」「入会者の多い店は必ず売上げは伸びているんだよ。だから売上げなんか言う必要ないしさ」(頭が良いなと思いました。)

もう1人は、H.I.Sの会長・澤田秀雄さんです。旧聞になるのですが、ハウステンボスを引き受けた時の話です。ハウステンボスは長年大赤字の連続で、人員も2割整理しなければやっていけないという話が出ていたようです。

そこで澤田秀雄さんは全従業員を前に「動きを2割速くしてくれ」「そうしてくれば人員整理も給与も減らさない」「利益が出たらボーナスも出す」「2割動きが速くなれば2割生産性が上がるし、2割売上げを伸ばせば利益が出るのは当たり前だ」と言っていました。(凄い一言ですね。)

売上げを2割伸ばす自信はあったのでしょうか。ハウステンボスは広いですから、10分で行く所を8分で行ってくれ、時速4kmを5kmにギアを入れ替えてくれと言ったんです。そして生産性を2割上げられることを「2割速く動いてくれ」と分かり易く指示したんです。

2人に共通しているのは、単純な分かり易い指示です。

2人の成功の要因がこれだけだと言うつもりはありませんが、大いに学ぶべきです。指示は単純で分かり易く、少ないこと、それを必ず守らせるということでしょうか。私はこれを「算数で行う経営」と呼んでいます。人間の脳は複雑です。感情も、考えることも、複雑そのものです。しかし、経営は単純な計算で行うべきです。1+1=2、2×2=4 この程度の分かり易さが必要なんです。

そう言えば、稲盛語録に「賢い奴は複雑な事を単純に考える」というのがありました。これも同じことを言ったんだと思います。経営を考えれば考える程、頭は複雑になります。それを単純にする。簡単ではありませんが、結果を出すには必要なことなんだと、2人が教えてくれています。

消費税、源泉所得税、社会保険料の追徴を防ぐために!

税務調査で指摘される「請負・雇用」の取扱いの留意ポイント

OAG税理士法人 埼玉 顧問税理士 金子 正

国税庁では、毎事務年度(7~6月の1年間)の調査事績を発表しています。直近の「平成28年度 法人税等の調査事績の概要」(29年11月発表)を見ると、非違割合は法人税で75%弱(調査4件のうち3件に是正すべき非違があったこととなります)、消費税で60%弱、源泉所得税で30%で、年度間で大きな変動はありませんでした。実地調査割合は約4%(分子=調査件数、分母=申告法人数)で、単純計算では25年に1回の接触状況ですが、実際には法人の規模や業種目、申告状況、過去の調査での非違内容、記帳状況などによっても調査着手の優先度が変わり、4、5年サイクルで調査を受けるケースも多々あります。今号では、こうした調査の際に非違を指摘されない=追徴を防ぐためのポイントを解説致します。

外注では「請負契約」と「雇用契約」の判断基準に留意

非違の指摘で多いのが、個人事業主への外注費の扱い方です。消費税の課税対象は、事業として「対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供」に限定されています。従って、個人事業主が手掛ける事業に対して外注する場合(=請負契約)には消費税を転嫁して外注費を支払う必要があり、それ以外の場合には非事業性(=雇用契約)と判断され、外注費は給与所得に該当し、消費税を転嫁する必要がない一方、源泉所得税が発生します。実際の税務では、製造業の社内外注者や建設業の外注者の中に雇用契約(給与所得)に該当する人がいる可能性があります。

「請負契約」と「雇用契約」の判断基準

請負

「事業」とは反復、継続、独立して行うものを指します。また、「独立」は、その事業に必要な要素を自主的判断に基づいて積極的に決定し、自己の計算と危険において独立して行うことです。

雇用

雇用契約等に基づいて他の者に従属し、且つ当該他の者の計算によって行われる事業に役務を提供することで、労働基準法上の労働者になります。

判断基準(平成21年12月17日付 個別通達「大工、左官……所得税の取扱い」)

- ① その契約による役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか(従事者の変更)
【請負】本人の責任で従事者を変更できます(費用・危険負担はその本人)。
【雇用】従属する命令下にあり、本人の意思で変更できません。
- ② 支払者から時間的な拘束を受けるかどうか
【請負】本人の計算と責任において行われるため拘束されません。但し、工事等が周辺住民等への配慮により、定められた時間内で行われる場合など、業務の性質上当然発生する拘束は除かれます。
【雇用】勤務時間の取り決めや超過勤務時間に対する受給権が発生します。
- ③ 役務の提供に当たり、支払者から指揮命令監督を受けるかどうか
【請負】本人の計算と危険負担および責任に基づいて役務が提供され、基本的に指揮監督は受けません。
【雇用】従属的立場にあるため、指揮監督を受けます。
- ④ 引渡未了完成品(役務)が不可抗力のため滅失した場合、請求できるかどうか
【請負】自己の計算と責任に基づくため、本人の責任の範囲内の場合には請求できません。
【雇用】指揮命令監督の下で従事しているため、請求できます。
- ⑤ 役務の提供に係る原材料や用具類(軽微な材料や手持ち工具程度は除く)を供与されているかどうか
【請負】本人の自己負担が原則です(契約において原材料無償支給の場合などもあります)。
【雇用】従属的立場から供与されます(上司部下の関係)。

通達で示された上記の基準を基に総合勘案して判定することになりますが、全てが明確に合致しない場合も多く、判定には難しい面があります。屋号やホームページなどがあれば、不特定多数から受注を受ける事業者であることが推察できますし、取り引きの実態としては請負契約書があり、その契約に基づいた見積書や納品書、請求書などの事実関係があれば、事業(請負)と判定されると思われます。

想定外の重い負担になる懲罰的な追徴課税に留意

税務調査で外注費を給与と判定されると、消費税、源泉所得税、社会保険料が追徴対象となります。

- 消費 税 仕入税額控除していた税額が追徴対象(簡易課税を除く)
- 源泉所得税 給与所得として新たに源泉所得税が追徴対象
- 社会保険料 給与所得として新たに社会保険料が追徴対象

更に、その年以外の年にも、原則的に以下のような大きな影響を及ぼします。

- ・消費税仕入税額控除否認=5期
- ・源泉所得税乙欄課税(税率が高い)=5年(調査期+進行期 時効分除く)
- ・加算税や延滞税など損金に計上できない費用負担

【外注者3名が給与となった場合の試算】

外注者3名に、それぞれ月額税込30万円(年間360万円、1期合計1,080万円)を支払っていた場合に、外注費が給与と判定されると、以下の負担が発生します。

- 消費 税 $1,080 \div 1.08 \times 0.08 = 80$ 万円…5期合計追徴税額 400万円
- 源泉所得税 30万円の月額乙欄税額(52,900円)…5年3名合計追徴税額 952万円
- 過少申告および不納付加算税合計…5期分合計130万円(延滞税除く)
- 法人税還付税額 76万円 消費税額が認容されるため(税抜き処理の場合)
- 総合計追徴税額 1,406万円

※源泉所得税(預り金)の追徴税額等を除いても、消費税関係の追徴税額は360万円(法人税減額後)にもなり、多額な国税負担になります。更に、予定どおり来年10月に消費税率が10%にアップされると、負担もより大きくなります。

【過去の税務調査の事例】

- ①建築業を営む法人が個人事業主と請負契約を結んで外注費を支払い、消費税仕入税額控除対象にしていました。勤怠管理を出面帳(現場監督メモ)で行い、請求書を支払者が作成し、請求金額も日当金額で計算していたほか、個人事業主には屋号もあり、少額な道具類と交通費は請負者負担となっていました。しかし、指揮命令を受けるか等を含めて総合的に勘案した結果、雇用契約等に基づく給与の支払いと判断され、消費税と源泉所得税を納める結果になりました。
- ②定年後の嘱託者(事務職)と業務委託契約書を取り交わして事業所得で申告するように指導し、外注費としていました。しかし、従事実態は定年前と変わりなく、給与と判断されました。なお、この時の嘱託者は税務署に事業開始届や事業所得としての確定申告書を提出せず、給与所得での申告(給与所得控除額を使って所得税や国保税の負担を減らす意図)をしていました。

発注実態を契約内容と一致させることが追徴を防ぐ

請負契約等の場合には、契約書を締結し、事業者間の契約であることを明確にしてください。そして契約通りの取り引きが行われている事実関係を示すために、見積書、注文書・注文請書、納品書・請求書、完了報告書など、客観的に事業者との取り引きであると推察できる帳簿書類を備え付けておく方が良いでしょう。

しかし、現実には口頭発注も多く、書面は少ないと思います。そこで、日頃やり取りしている納品書や請求書等の帳票類を確実に保存しておけば、新たに用意をしなくても、事実関係が適正であれば大丈夫です。

問題があるのは、当初の請負契約事項と実態が異なっているケースです。例えば、「外注先の進捗管理などが杜撰なため、勤怠管理や指揮命令等の口出しを行う」「契約に基づく出来高等請求ではなく、給与的基準による支払いにする」など、雇用契約等の要素とされる変更を行っている場合には直ちに修正して当初の請負契約等に戻るか、雇用契約等に変更するか、迅速に判断しなければなりません。

尚、2023年10月1日からは消費税の仕入税額控除制度で「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入され、今回ご説明した「請負か雇用か」のような問題は減少すると期待されています。しかし、税務調査は過去に遡って実施されますので、2023年を過ぎれば安心できるというものではありません。また、あくまでも実態に基づいて判断されますので、適格請求書等があれば100%大丈夫ともいえません。適宜適切な判断が重要になります。

OAGの担当者がお客さまとご相談しながら実態に即した最善の道を提案します

関与先の状況、事実関係を理解し、税法等を逸脱することなく税務調査等で指摘されない会計処理を行います。多くの経験と豊かなノウハウを持つ私たちOAG税理士法人に、税務の全てをお任せください。

お問い合わせ先

OAG税理士法人 埼玉 ☎ 0493-24-2489

「外食ビジネスウィーク2018」に出展し、セミナーも開催します

日本最大級の外食産業展「外食ビジネスウィーク2018」に、OAGコンサルティングが出展します。3日間にわたり、7つの業種別展示会を同時開催するもので、今年の出展予定社数は600社、来場者数は5万人を見込む非常に大規模な商談展示会です。

OAGコンサルティングは毎年出展していて、ブースで飲食店に向けた経営支援プログラムの展示と無料セミナーを随時開催するほか、社長の田中繁明が展示ホール内のセミナー用ステージで無料専門セミナー「事業の継続、拡大のための事業計画と経営管理のポイント」を行う予定です。田中は多くの飲食専門誌に寄稿を行うなど、飲食店コンサル分野で高い評価を受けています。専門セミナーでは飲食店の開業から安定経営、拡大戦略の構築まで、実例に基づいたノウハウを詳しくお話します。是非、お気軽にご来場ください。

※「外食ビジネスウィーク2018」のホームページで事前登録をすることで、入場料が無料になります。

※弊社でも「無料ご招待券」を用意しております。ご希望の方は、下記担当者までお気軽にご用命ください。

ぜひ
ご参加ください!

外食ビジネスウィーク2018

- 第13回 ラーメン産業展
- 第9回 そば・うどん産業展
- 第11回 居酒屋産業展
- 第6回 カフェ・喫茶産業展
- 第2回 洋食レストラン産業展
- 第2回 ホテル・旅館産業展
- 第2回 飲食店繁盛支援展

- 日 程:8月28日(火)・29日(水)・30日(木)
- 時 間:10:00~17:00
- 会 場:東京ビッグサイト 東ホール
- 入場料:5,000円



昨年のブース内無料セミナーの様子

OAGコンサルティング専門セミナー(無料)

『事業の継続、拡大のための事業計画と経営管理のポイント』

- ▶ 日 時:8月28日(火)…11:00~12:00
8月29日(水)・30日(木)…両日とも13:00~14:00
- ▶ 会 場:東京ビッグサイト 東ホール 専門セミナーB会場
- ▶ 講 師:(株)OAGコンサルティング 代表取締役社長 田中繁明



昨年の専門セミナーの様子(円内は講師の田中繁明)

◎ お問い合わせ・無料ご招待券のお申し込み先:(株)OAGコンサルティング ☎03-3237-8008(担当:伴)

女性のための相続セミナーを開催しました

OAG税理士法人 東京ウエストが7月11日に調布市文化会館たづくりで、「女性のためのらくらく相続*セミナー」を開催しました。女性税理士が女性目線で語る女性限定セミナーは、毎回大変なご好評をいただいております。そこで今回は募集人数を拡大しました



が、すぐに定員に達しましたから、女性にとって相続が身近な問題になっていることは確かです。

セミナーの第一部では、「家族が亡くなってから四十九日までにやるべき葬儀・相続手続きのこと」と題して、基礎知識と注意点を丁寧に解説しました。

第二部では「相続税と相続対策の基本」をテーマに、相続税を軽減する特例や生命保険の活用方法について分かりやすくご説明しました。

当日は猛暑の中、30名を超えるお客様にご参加いただきました。親子で熱心に聞き入れられる姿も見受けられ、家族全体の問題として相続への関心が高まっていることを改めて実感しました。

私の Off-Time

「カープ男子(オヤジ)」

(株)OAGコンサルティング 中司浩一

両親が広島出身のため、幼少期から当たり前のよう
にカープファンになって、かれこれ40年以上が過ぎました。

現在の私の最大の趣味は、野球観戦です。平均すると、
毎年5回程度は球場にも足を運んでいます。

観戦場所にもこだわりがあり、必ず外野席に陣取り、
カープ女子と一緒に“スクワット応援”(興味のある方は調
べてみてください)を行っています。カープが点を取る度
に盛り上がる一体感は、何物にも代えられません。嫌なこと
があっても、全てを忘れることができます。

2016年に25年ぶりの優勝を決めた時には、非常に長い
低迷期を思い出しながら、夜中まで祝杯を上げて、仲間に
電話をして、喜びを分かちあっていました。

因みに、私のベストゲームは、2016年8月13日に横浜ス
タジアムで行われたベイスターズ戦です。試合自体は残念
ながら延長でサヨナラ負けだったのですが、一生忘れるこ
とができません。

何しろ広島の大先発は、メジャーが提示した年俸20億円の
オファーを蹴って、4億円でカープに復帰した黒田投手でし
た。給料が大幅にダウンしても、愛する地元に貢献したい
という男気で有名になりましたから、野球ファンならずとも
きっと名前をご存知でしょう。

この日の黒田投手は、サムライジャパンの4番・ベイス
ターズの筒香選手から3つの三振を奪うのですが、その投
球内容が素晴らしく、鳥肌が立ちました。今でも鮮明に覚
えていて、一生の宝物になっています。

野球の最大の魅力は、1球で試合の流れが変わること、
そしてエースと4番の出来が試合を左右することではない
かと思っています。夏本番を迎え、ビールを飲みながらの
野球観戦は、球場でもスポーツバーでも家でも最高です。

カープファンの方がいらっしやいましたら、是非、一緒に
野球観戦をしましょう!



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えており
ます。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、
弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽
にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略室 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
8月28日(火) 8月29日(水) 8月30日(木)	事業の継続、拡大のための事業計画と経営管理のポイント	東京ビッグサイト東ホール(りんかい線国際展示場正門駅徒歩3分)

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)



Photo by Yasuyoshi Wada

梅雨の季節の花といえば、紫陽花。紫陽花といえば、鎌倉。ということで、6月に鎌倉に行ってきました。紫陽花は塩害に強く、斜面にもしっかりと根付くことから、山と海の両方に囲まれた鎌倉に相応しい花なのだそうです。今回は、鎌倉駅からローカル線として人気の高い江ノ島電鉄に乗りました。民家の軒先すれすれに線路が走り、その脇を紫陽花が彩っていて、紫陽花と江ノ電が手の届きそうな距離にあることに驚かされます。そのコラボを写真に収めるべく、ハイシーズンには多くの人が訪れています。沿線にある長谷寺、極楽寺、成就院に立ち寄ったのですが、長谷寺のあじさい路は混雑して、順番待ちの整理券が配られていました。ウイークデイなので外国人観光客と年配の人が多く、咲き誇る紫陽花より人間の方が賑わっているようでした。長谷寺から極楽寺と成就院に向かいました。紫陽花と由比ヶ浜と相模湾のコラボが撮れることで知られる成就院は、宮城県の南三陸町に紫陽花を寄贈したことから、現在植え替え中でした。豪華絢爛たる紫陽花を撮ることはできませんでしたが、南三陸町の皆さんが癒されれば何よりです。

<編集後記>

8月になり、夏の暑さも後半戦となりました。関東地方では統計開始以来初めて6月中に梅雨が明け、例年に比べて夏が長く感じられます。

私の実家は海に近く、この季節になると海水浴に来る観光客で町は賑わいます。特に、お盆休みは1年で一番の人数になりますが、同じ時期に帰省する身としては、高速道路がうんざりするほどの大渋滞になることが、悩みのタネでした。

しかし、今年は6月に埼玉から千葉まで外環道が開通して、渋滞もかなり緩和される見込みです。早速通ってみたのですが、埼玉から千葉まで、今までより随分近く感じられました。道路の新しさだけでなく、いろいろな事故防止の工夫がなされていて、道路建設の進化も感じました。

(お)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング
(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング
OAG監査法人／OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマットホライゾンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略室 広報